

報道関係者各位

令和 8 年 9 月 25 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課 長 高島 洋平

主任中央需給調整事業指導官 近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官 河村 智

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5324、5335)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の 許可を取り消しました

～労働者派遣法及び職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は、令和 8 年 9 月 25 日付けで、株式会社ファブレスに対し、労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可の取消しを行った事業主

- (1) 名 称 株式会社ファブレス
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 小田 康雄
- (3) 所 在 地 愛知県一宮市猿海道二丁目 6 番 20 号
- (4) 許可に関する事項
 - ①労働者派遣事業 許可年月日 平成 28 年 11 月 1 日
許 可 番 号 派 23-301699
 - ②有料の職業紹介事業 許可年月日 令和 2 年 1 月 1 日
許 可 番 号 23-ユ-302084

2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号及び職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 9 第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 9 月 25 日をもって、労働者派遣事業及び有料の職業紹介事業の許可を取り消す。

3 処分理由

株式会社ファブレスは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 73 条の 2 第 1 項第 1 号の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、令和 8 年 1 月 7 日にその刑が確定したことから、労働者派遣法第 6 条第 1 号及び職業安定法第 32 条第 1 号に規定する欠格事由に該当し、許可の取消しが相当であると判断されたため。

※労働者派遣法、職業安定法及び入管法の関係条文は、別添をご参照ください。

●労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十三 （略）

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二～四 （略）

2 （略）

●職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②～⑥ （略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことから、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十三 （略）

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二・三 （略）

② （略）

● 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二・三 （略）

2 （略）